

## 通所リハビリテーション「平成園」利用料金表

### 1. 利用料金（1割負担）

基本料金					
利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 1時間以上2時間未満	331円	360円	390円	419円	450円
② 2時間以上3時間未満	345円	400円	457円	513円	569円
③ 3時間以上4時間未満	446円	523円	599円	697円	793円
④ 4時間以上5時間未満	511円	598円	684円	795円	905円
⑤ 5時間以上6時間未満	579円	692円	803円	935円	1,065円
⑥ 6時間以上7時間未満	670円	801円	929円	1,081円	1,231円
⑦ 7時間以上8時間未満	716円	853円	993円	1,157円	1,317円
上記⑦の前後に日常生活上の支援を行なう場合	8時間以上9時間未満・・・⑦+50円 9時間以上10時間未満・・・⑦+100円				

サービス提供加算		
リハビリマネジメント加算Ⅰ	330円/月	リハビリテーション実施計画の作成に係る加算
リハビリマネジメント加算Ⅱ	530円・850円/月	
リハビリマネジメント加算Ⅲ	800円・1,120円/月	
短期集中個別リハビリ実施加算	110円/日	退院（所）又は認定日～3ヶ月以内に集中的にリハビリを行なうことに係る加算
認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅰ	240円/日	通所開始～3ヶ月以内に生活機能改善のためのリハビリを行なうことに係る加算
認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅱ	1,920円/月	
リハビリテーション提供体制加算1	12円/回	常時理学療法士等が配置されていることに係る加算（提供時間3～4時間）
リハビリテーション提供体制加算2	16円/回	常時理学療法士等が配置されていることに係る加算（提供時間4～5時間）
リハビリテーション提供体制加算3	20円/回	常時理学療法士等が配置されていることに係る加算（提供時間5～6時間）
リハビリテーション提供体制加算4	24円/回	常時理学療法士等が配置されていることに係る加算（提供時間6～7時間）
リハビリテーション提供体制加算5	28円/回	常時理学療法士等が配置されていることに係る加算（提供時間7時間以上）
栄養改善加算	150円/回	管理栄養士を配置していることに係る加算（月2回限度）
栄養スクーリング加算	5円/回	栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供したことに係る加算
入浴介助加算	50円/日	入浴サービスを提供することに係る加算
若年性認知症利用者受入加算	60円/日	若年性認知症の方を受け入れることに係る加算
中重度ケア体制加算	20円/日	中重度要介護者を積極的に受け入れ在宅生活の継続に資するサービスを提供することに係る加算
重度療養管理加算	100円/回	経管栄養や褥瘡治療等の方に対して必要な処置を行なうことに係る加算
送迎減算	▲47円/片道	家族が送迎を行ったとき、事業所が送迎を行わないときに減算
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18円/日	有資格者や一定以上の勤続年数の職員の配置等に係る加算
介護職員処遇改善加算	月合計単位数×0.047	介護職員の処遇改善のために経過的に創設された加算
介護職員特定処遇改善加算	月合計単位数×0.02	介護職員等の処遇改善のために経過的に創設された加算

・利用料金を計算する際は、1ヶ月分の『合計単位数』に1単位あたりの単価10.33円を乗じて計算します。

令和元年10月1日改定

## 2. その他の費用

食費	630 円／食
日用品費	60 円／日
散髪代	1,600 円／回
キャンセル料は頂いておりません	

### ～ 利用料金例 ～

6 時間以上 7 時間未満 食事・入浴 リハビリテーション提供体制加算 日用品 サービス提供体制強化加算	3 時間以上 4 時間未満 食事 リハビリテーション提供体制加算 日用品 サービス提供体制強化加算
<u>要介護 1 = 1,452 円</u>	<u>要介護 1 = 1,166 円</u>
<u>要介護 2 = 1,583 円</u>	<u>要介護 2 = 1,243 円</u>
<u>要介護 3 = 1,711 円</u>	<u>要介護 3 = 1,319 円</u>
<u>要介護 4 = 1,863 円</u>	<u>要介護 4 = 1,417 円</u>
<u>要介護 5 = 2,013 円</u>	<u>要介護 5 = 1,513 円</u>

## 3. 利用料等のお支払方法

毎月 10 日より前月分の請求金額をお知らせいたしますので、当該月の末日までにお支払いください。お支払い後に領収書を発行します。

介護保険での給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となりますのでご相談ください。

介護保険料滞納等により事業所に介護保険給付が行なわれない場合は、利用料を全額自己負担でお支払いいただき、引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

なお、利用料金等については、法律の改正及び施設体制の変化等により利用期間内に変更になる場合があります。変更の場合はあらかじめお知らせします。